

大宮川事故特別調査委員会設置要領

(設 置)

第1条 平成21年7月6日に発生した大宮川橋梁工事事故の原因の解析を行うとともに、再発防止策の提言を行うため、大宮川事故特別調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、学識経験者等をもって組織する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、第1条に定める委員会の設置目的の事務が修了するまでの期間とする。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長と副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議は非公開とし、委員長が必要に応じて、別途、会議の内容を公表することができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席および資料の提出を要請し、意見または説明を求めることができる。

(調査班の設置)

第6条 委員会の事務を補佐するため、職員による調査班を設置することができる。

- 2 委員長は、委員会の事務の遂行を図るため、調査班に必要な事項の調査を命じることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、土木交通部監理課技術管理室において行う。

(補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年9月11日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要領の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第5条第1項の定めにかかわらず、滋賀県知事が招集する。

大宮川事故特別調査委員会 委員名簿

氏名	カタカナ	所属		役職
◎ 宮川 豊章	ミヤカワ トヨシ	京都大学大学院 工学研究科	社会基盤工学専攻 構造材料学講座	教授
玉越 隆史	タマコシ タカシ	国土交通省 国土技術政策総合研究所	道路研究部 道路構造物管理研究室	室長
○ 渡辺 博志	ワタナベ ヒロシ	独立行政法人土木研究所	材料地盤研究グループ 基礎材料チーム ((併) 構造物メンテナンス研究センター)	上席研究員
山本 剛	ヤマモト ツヨシ	国土交通省 近畿地方整備局	企画部	技術調整管理官
橋本 芳道	ハシモト ヨシミチ	(社)プレストレスト・コンクリート 建設業協会	関西支部 施工部会	部会長
久後 雅治	クゴ マサル	(社)建設コンサルタント協会	近畿支部 技術部会	技術部会長付け参与

◎ : 委員長、○ : 副委員長